

## 旧町指定ごみ袋(平成18年8月以前)の使用終了のお知らせ(平成27年3月末日まで)

八雲地域では、平成18年8月以前まで販売していた「青色の袋(燃やせるごみ)」と「黄色の袋(燃やせないごみ)」を使用していた排出する場合、現在、販売しているごみ袋料金と旧ごみ袋料金の差額を解消するため『八雲町差額ごみ処理券』を貼付して使用可能としていましたが、平成27年3月末日をもって『旧町指定ごみ袋』(青色の袋・黄色の袋)

の使用を終了とさせていただきます。  
旧町指定ごみ袋は買い取りしませんので、ご家庭や職場に残っている旧町指定ごみ袋につきましては、なるべく早く『八雲町差額ごみ処理券』を貼付のうえ使用していただきますようお願いいたします。  
【問い合わせ先】  
環境水道課環境衛生係

## 八雲町差額ごみ処理券

青色の袋(燃やせるごみ)  
黄色の袋(燃やせないごみ)共通で使用

『八雲町差額ごみ処理券』

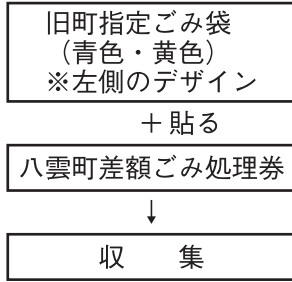
20ℓ用	1枚	38円
30ℓ用	1枚	55円
50ℓ用	1枚	76円



注：有効期限：平成27年3月末日で終了  
(処理券はスーパー・コンビニ・商店で販売)



- ・青色(20・30・50ℓ)
- ・黄色(20・30ℓ)



## 事業系一般廃棄物処理手数料の納付申告をしてください

事業系一般廃棄物の収集運搬で、八雲町のごみ収集運搬を利用して事業所については、町条例に基づいた処理手数料を毎年1回納付していただいています。

町のごみ収集運搬を利用して、納付申告されていない事業所は納付申告を行ってください。また、事業所の移転や閉鎖等があった事業所についても必ず申請してください。

【納付申告の対象事業所】  
事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用している事業所。  
【事業系一般廃棄物(ごみ)】  
事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになっていきますが、八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の

収集・処理も行っていきます。  
(町条例第8条1項、2項の規定による)

【問い合わせ先】  
環境水道課環境衛生係

## 平成26年度合併処理浄化槽設置補助の募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外の方(下水道整備区域内にあつては当分の間整備が見込まれない場合)を対象に、トイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する方を次により募集します。

【募集予定数】15基  
【募集期間】

- 第1期 4月7日(月)～4月25日(金)
- 第2期 第1期で予定数に達しなかった場合は、4月25日以降随時受付とします  
(ただし、予定数に達した時点で受付は終了)。

### 【決定方法】

- ① 第1期で予定数に達するか上回った場合は、第2期の募集はしません。
- ② 第1期で予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。

### 【補助金額】

- ① 5人槽 70万円まで
- ② 7人槽 90万円まで
- ③ 10人槽以上 130万円まで

### 【問い合わせ先】

・環境水道課浄化槽担当  
(内線274)

